

## 令和5年度屋久島世界遺産地域連絡協議会

### 議事録

日時：令和5年5月18日（木）9:30～12:00

場所：屋久島町議場

#### ■開会

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：ただ今より、「令和5年度屋久島世界遺産地域連絡会議」を開会いたします。皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。司会を務めます九州地方環境事務所国立公園課の安藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、九州地方環境事務所長の築島から一言ご挨拶を申し上げます。

**九州地方環境事務所 築島所長**：皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、朝からお集まりいただきましてありがとうございます。また日頃より屋久島国立公園の管理をはじめ環境行政についてご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げたいと存じます。

さて、3年余前から猛威を振るってきました新型コロナウイルス感染症の影響で観光事業が大きく落ち込みまして、屋久島の地域においてもいろいろなご苦労があったものと承知しております。それが昨年後半以降、徐々にコロナ前に向けて社会が動き出しまして、屋久島への来訪者も回復傾向にあるのではないかと考えております。そうした中で、このたび5月8日に感染症法の位置づけが変わりまして、さらに地域の経済には良い方向に動くのではないかと期待しているところでございます。

今年、屋久島は世界遺産登録30周年という節目の年を迎えております。この30年間、この地域連絡会議あるいは科学委員会、またこれらの会議の下に置かれましたいろいろな部会において、関係行政機関、地元の皆様、専門家の皆様、いろいろな方々と連携、協力の在り方を議論し、試行錯誤しながらいろいろな取組を重ねてきたものと承知しております。30周年という節目の年、これを機にこうした関係者の努力、取組を広く発信することで、屋久島の魅力あるいは屋久島のいろいろな努力といったものを世の中に啓発したりすることができるのではないかと考えているところでございます。

そして今年ですけれども、令和2年度より議論を開始しましたこの世界遺産地域管理計

画の改定作業の取りまとめの年にしていきたいと考えております。本日の議題にも上げております屋久島の次の10年の方向づけをする計画ということで、世界遺産地域の持続的な保護と利用がますます進むよう、この計画を基に関係機関のさらなる連携をしていければと考えているところでございます。

結びに、昨年はこの会議をこのように集まって行うことができなかつたと聞いております。本日久しぶりにこうして一堂に会することができたことに感謝しつつ、世界遺産としての屋久島を適正に保全しながら、その価値を磨き上げて最大限活用する、環境省では保護と利用の好循環といった言葉を使っておりますが、そういったことがしっかりと進んでいきますよう、そしてこの貴重な屋久島というものを次世代に引き継いでいけるよう、有意義な議論が行われることを期待いたしまして、冒頭の挨拶に代えさせていただきたいと存じます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：本日のご出席者の紹介につきましては、お手元に配付しております出席者名簿によりご紹介に代えさせていただきます

それでは早速議題に入りたいと思います。まずは議題1 令和4年度の事業実績及び令和5年度の主な事業計画について、各機関の皆様からご説明いただきたいと思います。まず初めに、環境省から説明をお願いします。

#### ■議題（1）令和4年度の事業実績及び令和5年度の主な事業計画

##### ◇ 資料1

##### 【資料説明】

**屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官**：それでは資料1をご覧ください。世界遺産の管理計画にはいろいろな項目があります。資料1は、その項目ごとに、令和4年度は何を行い、令和5年度は何を行うのか各機関の取組をまとめたものです。私から、環境省の部分を説明します。多岐にわたるので、大きな変化や新しく行うところを中心に説明します。

1 ページ目、ここに書いてある世界遺産地域管理計画は、生態系と自然景観の保全、基本的な考え方、生態系の保全、植物と各項目に分かれていますので、各項目を紹介しつつ説明したいと思います。

まず、(ア) 植物、(エ) 登山道等の植生に 環境省と書いてあります。翁岳と栗生岳の間、宮之浦岳の手前の部分の浸食が著しい箇所の実施していきたいと思っております。これは

昨年度に実施予定でしたが、入札が不調で今年度もう一度チャレンジと考えております。

2 ページ目の(イ) 動物の項目です。環境省では、ヤクシカに関する取組を行っています。令和4年度は植生調査や、シャープシューティング手法を使いながらの捕獲、西部地域の瀬切での囲いわなによる捕獲とそれによりシカの密度が減ることで、どのように植生が回復するのかといったモニタリングなどを行っています。これは令和5年度も引き続き実施していきます。

3 ページ目のウ. 自然景観の保全、(ア) 高層湿原の項目です。後ほど議論になりますが、林野庁が中心となって花之江河湿原の保全対策が取りまとめられ、それに基づき環境省も取組を行います。昨年度は湿原にある植生保護冊が湿原の水の流れを妨げることになっていいため植生保護冊の撤去を行いました。今年度は今ある木道やデッキが水の流れにマイナスの影響を与えている部分があるため、木道・デッキ等の改修に向けこれから検討していく旨を記載しています。

4 ページ目の自然の適正な利用の項目です。環境省は、幾つか取組をしているのですが、最初のイ. 利用の適正化では、屋久島を利用される方にルールやマナーを守ってもらって楽しんでもらうためマナービデオを新しく制作しており、これから啓発活動を行います。ウ. 主要な登山道や地域毎の利用方針の項目については、これも後ほど議論になりますが、西部地域の持続的な利用を目的にワーキンググループ（以下「WG」）をつくって取り組んでいきます。エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理については、縄文杉のデッキ周辺に危険な樹木があるため、その手入れを行っています。今年度は今後の山岳部におけるし尿処理をどのように行っていくかの方向性を関係者と一緒に議論していく機会をつくっていきたく思います。

5 ページ目、オ. エコツーリズムの推進という項目です。今年度は永田のウミガメの観察会が4年ぶりに始まっているのですが、その支援を行いつつ永田浜全体の調査や保全、普及啓発、また特定自然観光資源を指定し事前の立入り承認を行っていく可能性がある中で、その手続なども含め、ウミガメと永田浜の環境をどのように保護しながら活用していくかの将来ビジョン策定を地元関係者と進めていきたいと思っています。

6 ページ目の(5) 地域との連携・協働で、今年度は世界遺産登録30周年ですので、民間企業の方も屋久島に関心を持っていただいたり、何か協力したいというのもあり、島内外の企業等と連携を進めていく旨記載しています。

8 ページ目一番下の6. 計画の実施とその他の事項です。定期的に国立公園の区域を見直

したりしていきますが、今年度はその公園計画の変更に向けた取組を進めていきたいと思っています。現在、いろいろと新しい知見が出てきて、保全すべき重要な場所もあるのでそれら国立公園として保全していく考えです。また後ほど議論に出ますが、遺産登録 30 周年に関連した事業を行っていきたいと思っています。

以上のように、昨年度の実施内容を踏まえて、今年度新しい取組を積極的に行っていきます。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：続いて九州森林管理局からご説明をお願いします。

**九州森林管理局計画課 野邊自然遺産保全調整官**：よろしくお願ひいたします。九州森林管理局の取組のうち、主に重点的な取組について説明します。

まず 1 ページ目のア) の植生の垂直分布については、島内を 5 地域に区分を行っており、5 年ごとに調査を実施しています。令和 4 年度は中央部の地域を行っていましたが、令和 5 年度は南部地域の垂直分布の調査を行うことにしています。

続いて 2 ページ目 (イ) 動物の〈森林管理局〉のところを見ていただくと、科学委員会に設置したヤクシカ WG において、全島的なシカ管理方策を検討しています。科学委員会に併せて年 2 回 WG を開催していますので、令和 4 年度に引き続き、令和 5 年度も同様に開催を計画しています。野生鳥獣との共存に向けた委託調査を令和 4 年、5 年と継続して行っており、①ヤクシカの生息密度のモニタリング調査、②植生の保護、再生手法の検討、③森林生態系の管理目標に関する現状把握・評価、④高層湿原におけるヤクシカの生態調査を実施することにしています。

続いて 3 ページ目、先ほど竹中さんからご紹介があったように、(ア) 高層湿原については、林野庁のほうで平成 30 年度から高層湿原保全対策検討会を設置し、5 年間検討を続けて、昨年度、高層湿原保全対策を取りまとめたところです。後ほどその概要については説明したいと思います。令和 5 年度の取組については、小花之江河においてモニタリング調査、花之江河においても引き続きモニタリング調査と、実際に保全対策に基づいた対策を実施することにしています。

その下の (イ) ヤクスギの巨樹・巨木のところですが、ヤクスギの巨樹・巨木の樹勢診断を行っており、令和 4 年度は八本杉を実施しました。今年度は夫婦杉の樹勢診断を実施する

ことにしています。

続いて6ページ目、イ. 調査研究・モニタリングのところでは、雨量計・温度計を島内に設置し、モニタリング調査を森林生態系保全センターで行っています。令和5年度も引き続き行うことにしています。

ウ. 巡視活動のところでは、森林保護員（グリーン・サポート・スタッフ）による巡視活動を令和4年度に引き続き、令和5年度も行うことにしています。

最後に8ページ目をご覧ください。6. 計画の実施その他の事項のところでは、ヤクスギの巨樹・著名木の調査を、平成5年度に最初の調査を行っており、島内の関係者のご協力をいただきながら30年ぶりに再度調査を行っています。その写真やデータ等を世界自然遺産登録30周年記念シンポジウムで展示するとともに、木工教室も併せて開催することにしています。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：鹿児島県からご説明をお願いします。

**鹿児島県 環境林務部 中山自然保護課長**：皆様、おはようございます。鹿児島県は継続事業が多いところですので、幾つかかいつまんで、今年度の事業予定のところを中心に説明したいと思います。

2ページ目、ヤクシカについては、鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画というものを県で策定し、個体数のモニタリングを行いつつ関係機関と目標設定をしています。個体数推定と、県でも昨年度は一湊林道で指定管理の捕獲事業を行っており、今年度は場所を変えて行っていく予定です。科学的な管理を進めていきたいと思っております。

3ページ目のエ. 外来種や病害虫等への対応について、県では外来種条例を制定しており、オキナワキノボリトカゲが指定外来動植物に指定されています。過去には捕獲事業を実施しており、今後の対策について検討を行っているところです。

7ページ目は、(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発です。ご存知のとおり、屋久島環境文化村構想を地域の関係団体とともに進めていて、人と自然が共生する地域づくりということで様々な事業を財団中心に実施していただいているところです。その中核施設である屋久島環境文化村センター、研修センターの大幅改修を今年度予定しており、予算を取っています。大型映像ホールの映像を4K化して、英語表記も行い、プロジェクターもそれに対応できるものに見直したり、屋根、エレベーター等の幾つかの改修を予定しています。そ

れから環境教育関係では、資料には書ききれていないのですが、従前から環境文化の聞き書き事業というものを進めており、屋久島高校の学生にお願いをして地域の方にいろいろとお話を聞いてもらって、環境と共生するような暮らしということで記録を残してもらっています。これまで12ぐらいのコンテンツを残してもらっていて、すごくおもしろい内容が集まってきています。それを今年は映像でまとめて、11月の30周年記念事業でも公表したいと思っています。

それからほかに書ききれていないこととして、県としては屋久島と奄美の連携というものに力を入れています。今年度から奄美と屋久島の学生の交流を授業として行うことになっています。高校生を対象にしているのですが、徳之島、奄美大島、屋久島の高校生が、それぞれの高校から2人ずつぐらい選ばれて、8月に各島を回ってディスカッションし、今後の参考にしてもらえればと思っていますところ。

県からは今回、PR観光課、文化財課、屋久島事務所の皆様も参加していますが、各課の事業のほうで何か補足がありましたらお願いします。

**鹿児島県 観光・文化スポーツ部PR観光課 上室観光地整備対策監**：よろしくお願ひします。4ページ目、エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理のところ。令和4年度は、登山歩道、避難小屋、トイレの維持管理については屋久島町に、それから大株歩道入り口トイレの電気設備保安業務を九州電気保安協会に委託して実施をしているところ。

令和5年度ですが、記載が漏れていますが、縄文杉登山道の小杉谷から大株歩道入り口の間の登山歩道、それから森林軌道を含め、自然環境整備交付金を今年度から活用し、どういふ整備が必要なのかというところを調査・測量・設計を進める予定にしています。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：続いて屋久島町からご説明をお願いします。

**屋久島町役場 泊観光まちづくり課長**：よろしくお願ひします。屋久島町における令和4年度の事業実績及び令和5年度の主な事業計画についてご説明します。6項目のうちの3項目についてご説明します。

資料1の4ページ目、(2) 自然の適正な利用のイ. 利用の適正化の部分ですが、令和4年

度は屋久島町エコツーリズム全体構想案がまとまり、6月に開催したエコツーリズム推進協議会総会において承認をいただきました。後ほど説明しますが、全体構想については、現在、事前協議を実施しているところです。令和5年度は全体構想案に特定自然観光資源の記載がありませんので、指定の是非を含め今年度検討することとしています。

次に5ページ目の(3) 関係行政機関等の体制です。世界自然遺産登録地域を有する市町村で構成している世界自然遺産地域ネットワーク協議会を、令和4年は3年ぶりとなりましたが、全国町村長大会に併せ東京都内で開催しました。今年度は世界自然遺産登録30周年記念事業と併せて屋久島で開催予定としています。

資料1の最後、8ページ目です。6. 計画の実施その他の事項の中で、ユネスコエコパーク関連では、イオン財団による九州地区のユネスコエコパークフェアに参加し、ヤクスギを使ったワークショップやパネル展等のPR活動をイオンモール福岡において実施しました。今年度も場所は未定ですが開催予定ですので、参加の方向で考えています。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：続いて屋久島環境文化財団よりご説明をお願いします。

**屋久島環境文化財団 池田事務局長**：よろしく申し上げます。令和4年度の事業実績と令和5年度の事業予定ですが、継続事業です。

主なものを御紹介したいと思います。4ページ目下の段ですが、ウミガメの産卵・ふ化場所である海浜の環境を保全するため、関係機関と協力して保護柵の設置、海岸清掃や遮光林の植樹を行ったところです。令和5年度も同様に行っていくこととしています。

5ページ目、エコツーリズムの推進です。里地への観光の幅を広げ、新たな観光と地域振興の仕組みづくりを進めるために、財団が事務局を担っている屋久島里めぐり推進協議会の運営や未実施集落の支援を行っているところです。令和4年度に新たに安房集落と楠川集落の2集落が協議会に加わったところです。今年度も同様に、未実施集落の支援を行っていくこととしています。

次に7ページ目、(6)環境教育、情報の発信と普及啓発です。広く全国から参加者を募り、自然・文化体験学習プログラムの提供を行っています。また、屋久島高等学校普通科環境コースの生徒、町内の小中学校等の児童・生徒を対象に、環境学習の提供を行っているところです。また、下から3行目、ヤクシマザルへの餌づけ行為禁止の啓発ポスター・ステッカー

を作成し、配布をしているところです。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：続いて屋久島観光協会よりご説明をお願いいたします。

**屋久島観光協会 西川事務局長**：8ページ目、(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発ということで、環境教育について、平成31年度からSDGsの環境問題に取り組んでいます。海岸清掃を毎年行っているのですが、コロナで3年、天候悪化のために令和4年度も中止しています。これについては今後も継続していきたいと考えています。旅行会社や教育委員会等に対して、自然体験学習の教育旅行の誘致活動に取り組んでいます。環境省、鹿児島県、屋久島町の山岳施設の委託事業に取り組んでいます。また、自然環境の保全及び観光地の整備のため、協力金の啓発及び収納業務に取り組んでいます。自然環境を汚染することなく、どこでも使用できる携帯トイレの普及啓発及び販売に取り組んでいます。

情報の発信としては、協会ホームページ及びフェイスブック・ツイッターを活用し、観光情報、交通情報、イベント、登山歩道の発信を行い、国内外の観光客誘致促進に取り組んでいます。昨年は観光庁の「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品創出事業」に取り組みましたが、要員の不足があり辞退したところです。ここに記載されていませんが、農業と観光の連携ということで、観光協会が窓口となり、県、町、農家の皆さん方の御協力をいただき、タンカンの収穫体験を実施しました。

令和5年度については、令和4年度と同様にしていきたいと思えます。下のほうに、観光庁「第2のふるさとづくりプロジェクト」モデル実証事業ということで出しております。これに取り組んでいる団体がありますので、ここと連携を図りながら活性化に取り組んでいきたいと思っています。

それと、ここには記載されていませんが、環境美化、保全活動ということで、時間の許す範囲で県道沿いの草刈り等を実施していきたいと思えます。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：続いて屋久島観光協会ガイド部会よりご説明をお願いいたします。

**屋久島観光協会ガイド部会 中馬会長**：本日はよろしく願いいたします。ここに記載はな



く、またガイド部会としてということではないのですが、昨年、皆様のご協力とご理解を得て縄文杉前の低木の剪定をしていただきました。この場を借りて、皆様にご理解をいただいで作業をしていただいたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。利用するガイド及びお客様からも好評の声をいただいでおり、すごく自然な形で縄文杉を見せていただいでおります。今後も縄文杉の経過観測をしながら、その周辺の見せ方、利用の仕方を皆様と一緒に検討していきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

令和5年度に関しては、公認ガイドの制度の中に大事な屋久島学の受講というものがあり、まずはそのテキストの編集をしていきたいと思っています。このテキストを作ってから既に8年ぐらい経ちますので、屋久島学のテキストの改編版の作成に取り組んでいきたいと思っています。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：続いて屋久島レクリエーションの森保護管理協議会よりご説明をお願いします。

**屋久島レクリエーションの森保護管理協議会 日高**：よろしくお願いいたします。私からは主なものを紹介します。

4 ページ目の令和4年度の実績として、施設の整備等においては携帯トイレの啓発・普及等に力を入れて、携帯トイレブースを設置しました。場所は白谷楠川歩道と奉行杉歩道の分岐2か所と辻峠辻の岩屋手前の2か所です。また年度末ですが、白谷避難小屋での携帯トイレ試験運用の実施をしました。2月25日と26日の2日間です。白谷雲水峡に避難小屋があり、そこでのし尿処理の費用がかなりの額になるので、これを減らしてその分を歩道の整備等に充てるというのが最終目的です。そのためにまずは白谷雲水峡にこのブースを設置して行ったわけです。入林者数は2日間で300人でしたが、2日間で実数で約70名が携帯トイレを利用、1人で2つ3つ使ったりしますから、数でいくと100を超えていたのですが、スタッフも入れると108個でした。利用していただいた方のアンケートも取りました。アンケートと携帯トイレの使用法のレクチャーを実施しました。アンケート結果として利用者の声について紹介します。「山小屋のトイレは汚いイメージがありますが、これなら快適で使いたいと思いました。」「とてもいい経験になった。今後使いやすいと思えるようになった。」「防災の備えとして登山時に携帯トイレを体験してみるのもいいと思う。思っていたより使いやすかった。」「トイレが複数あるのがいい。和式トイレが苦手なので、白谷雲水峡に

あるのは和式トイレですが、洋式トイレの携帯トイレのほうが使いやすかった。」「し尿搬出費用がかなりの額だと聞いたので、このぐらいの簡易トイレであれば携帯トイレを導入するのが現実的な方法だと感じました。」「使用してみて使い勝手がよかった。非常にいい取組です。」「登山者の意識を上げ、初めて携帯トイレを使用したのですが、割と快適でした。使い方を知っておくことは大事なことだと思いました。」このような感想をいただきました。

これを受けて、レク森ではますます力を入れて携帯トイレの普及に取組みたいと思います。令和5年度の事業計画の中で、ヤクスギランド避難小屋は元々トイレがないのですが、携帯トイレブースが1か所しかありません。1か所では少ないので、もう一か所天文の森広場のほうと途中の沢津橋付近を考えていて、5月29日に関係機関の皆様と一緒に現地を確認して、どこに設置するかということを確認する予定です。

安全対策等については例年のとおりですのでご覧いただきたいと思います。続きまして、6ページの下の方の地域との連携・協働です。レク森のサポーターであるアサヒビール株式会社と共同ボランティアを実施していて、白谷雲水峡かヤクスギランド、どちらかで毎年デッキ及び歩道の苔落とし等を実施しています。令和2年、3年度はコロナでできなかったために、去年は3年ぶりの実施となり、白谷雲水峡で行いました。49名の参加者でした。5年ごとに更新を行っているのですが、ちょうど最終年度に当たり、平成20年から始めたので、15年間ボランティアの協力、アサヒビールさんの協力と、資金提供を年に30万円をいただいております。さらに5年間のお約束をいただきました。その協定の調印式を行いました。これが昨年11月25日であります。今年度は30周年記念イベントということで、一般の方にも呼びかけて、大々的にこれを実施したいと思っています。

続いて7ページ目です。事業予定の中で、コロナの関係で休んでいた夏休み親子森林教室を今年は4年ぶりに開催する予定です。同時に屋久島レクリエーションの森小中学生作文展の開催ということで、この2つは世界自然遺産30周年記念ということで多くの参加を呼びかける予定です。

4ページですが、エ.生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理で、安全対策の下の方、危険木の除去は毎年行っているのですが、これの下、紀元杉の幹のひび割れ部位保護ケーブリングの取替えをしました。平成26年11月にケーブリングを設置しました。幹がひび割れしてきまして、そのまま放置すると下に落下する恐れがあって、お客さんがいたら非常に危ない、安全対策と紀元杉の保全の2つのために考えて、関係機関と協議して、ケーブリングをすることにしました。3年後にまた張り替えたのが平成29年11月です。

それから5年後というのが令和4年度で、これを張り替えたということで、安全にケーブルリングしたことをご紹介したいと思います。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：続いて屋久島町議会からご説明をお願いします。

**屋久島町議会 榎議員**：よろしくお願ひします。資料は最後のページ、8ページ目です。屋久島町議会では、昨年8月1日に議員連盟を発足させました。「屋久島世界自然遺産議員連盟」ということで、有志13名によって設立しました。今年は世界自然遺産登録30周年ということで、この機会に屋久島の価値をいま一度見直し、類まれな自然環境を保護するとともに、町民の生活と福祉の向上を図るために必要な事項を協議して、検討しながら具体的な施策として実現させることを目的として発足しました。活動の内容として3つほど掲げました。1つ目には、関係機関・団体等との意見交換や現地調査に基づいて様々な提言ができたらいいということ、2つ目には、他地域との連携と特別法制定の要望活動を行っていかうということ、3つ目には屋久島の世界自然遺産地域に関する調査・研究を行うことを活動内容として掲げました。

昨年は、8月に連盟を立ち上げましたので、早速地元の屋久島照葉樹林ネットワークとの意見交換や、あるいは11月には屋久島森林管理署、環境省屋久島自然保護官事務所との意見交換も行ったところです。他の地域との連携ということで、特別法制定の要望活動に向けた取組をしていかなければいけない、そのためには様々な情報収集等にも努めていかなければいけないということで、そういったことも行ってきました。それを受けて、令和5年度は、国の関係省庁（農林水産大臣、環境大臣、文部科学大臣）等への要望書を提出したいということで、今、素案づくりをしています。この要望書提出に向けた関係機関や団体等との意見交換を密に行っていきたいと思ひます。

他地域との現地調査や意見交換では、早速6月26日から屋久島と同時に登録された青森・秋田の白神山地を訪問し、調査研究をしながら意見交換を行っていくという計画を立てているところです。また、県議会を含めた鹿児島県、森林管理署、自然保護管理事務所、地元の屋久島町、あるいは屋久島町区長会という団体がありますけれども、これら地元関係機関等との意見交換を実現していきたいということです。

当然要望書を提出するに当たっては、関係機関の機関決定をしていかなければいけないわけですが、まずは自分たちの屋久島町議会の議決をしていく。それと、今年の1月には世

界自然遺産5地域会議も発足しましたがけれども、こちらとの意見交換をしながら、機関決定に向けた取組をしていきたいということで、最終的に、先ほど申し上げた国への要望の素案を今年度中に提出したいと考えているところです。

**【質疑】**

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：各機関、各団体の皆様、ご説明いただきありがとうございました。資料1の内容について、何かご質問やご意見がございましたらご発言をお願いします。

**屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官**：榎さんに教えていただきたいです。今、白神山地も今年登録30周年に関連した取組があるかと思いますが、どのような盛り上がりがあるのか、どのようなことを行おうとしているのか、議員さんでそういう動きがあるのか、そういったことがあれば教えていただきたいと思います。

**屋久島町議会 榎議員**：屋久島と一緒に、日本初の世界遺産登録地ということで、これまでも当然意見交換あるいは個別に現地調査等を行ってきた方々もいるし、行政委員のほうも西目屋村やいろいろとビジターセンター辺りを訪問調査したりしてきています。そういったことで、5地域会議があるわけですが、今回はまずは白神山地を訪問ということで、向こうの行政機関等とも連携を取って調査を進めているところです。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：

続いて議題2について、屋久島町よりご説明をお願いします。

**■議題（2）関連する協議会・検討会等の情報共有**

◇ 資料2-1、2-2、2-3

**【資料説明】**

**屋久島町役場 泊観光まちづくり課長**：屋久島山岳部保全利用協議会についてご説明します。まず、資料2-1ですが、令和5年3月末現在の屋久島山岳部環境保全協力金収受状況について記載したものです。会計は1月～12月までの暦年となっていますが、資料は4月から3月までの年度でまとめています。

1の収受状況の表ですが、令和4年度における協力金の収受額は合計で3,032万2,755円となっており、令和3年度より900万円ほどの増となっています。

3のし尿搬出状況の表について、高塚小屋、新高塚小屋については、トロッコを使用して搬出していましたが、長期間の故障によりトロッコが稼働できず搬出が滞った状況があったことにより、全体の搬出量は7,660リットルで、搬出経費としては900万4,962円の支出となっています。なお前年度、令和3年度は、8,560リットルで、1,217万6,378円でした。

資料2-2の表、縄文杉・荒川線車両乗り入れ規制における利用者数についてですが、令和4年度における利用者数は4万3,685人で、コロナ禍前の平成30年と比較して77.9%程度、8割近くに回復しています。乗り入れ手段別の表を御覧いただくと、特筆すべき点として、貸切りバスとタクシー利用者が過去5年で最も多くなっている点です。

次に資料2-3をお願いします。屋久島町エコツーリズム全体構想の進捗について、議題1でも少し触れたのですが、昨年6月に開催した屋久島町エコツーリズム推進協議会総会において全体構想案が承認されました。その後、九州管内の各関係省庁間協議を経て、本年3月より本省事前協議へと移行している状況です。本年度中の策定を見込んでいます。また、今回の全体構想案については、特定自然観光資源の指定については除いていたことから、本年3月より同推進協議会に特定自然観光資源検討グループを設置し、指定の是非や候補地の検討などについて、令和5年度中に4回ほど協議を実施したいと考えています。

#### 【質疑】

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：ただいまの内容について、ご質問やご意見がございましたらご発言をお願いします。

**屋久島レクリエーションの森保護管理協議会 日高**：2-1の資料の様式ですが、協力金箱のところ白谷雲水峡というのがあって、全部0ですが、この事業を始めたのは平成29年3月からで、白谷雲水峡に人が入ってきて行っていたのです。これが途中から訳がなくなってしまった。したがって協力金箱は置いていません。ですからこの行そのものを削除していただきたいと私は思うのですがいかがでしょうか。

**屋久島町役場 泊観光まちづくり課長**：ただいまのご指摘を受け、この部分については削除

したいと思います。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：そのほかにご質問等はございますか。特  
にないようでしたら次の議題に移りたいと思います。

議題3 屋久島世界遺産地域連絡会議の部会について、環境省から説明をお願いします。

■議題（3）屋久島世界遺産地域連絡会議の部会について

☆ 資料3

【資料説明】

**屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官**：現在活動している「西部地域の持続的活用に向  
けたWG」を地域連絡会議の下に位置づけたく、議題にしました。本WGは昨年度から議論を  
進めておりましたが。昨年度は地域連絡会議がなかったので、今回の場で、ご了解いただき  
たいと思っております。

西部地域は世界自然遺産の区域であり、遺産の特徴である植生、垂直分布がしっかりと残  
り確認できる場所であり、大規模な照葉樹林が広がり、ヤクシカとヤクシマザルが生息し、  
野生動物の共生を見ることが出来る場所であったり、人が以前は住んでおり炭焼きなどを  
していた、そういった人の暮らしも理解できる場所です。数は少ないですが、ガイドさんが  
西部の森歩きツアーをしており、環境教育を理解するには非常に素晴らしい場所かと思っ  
ています。一方で、最近シカが増えていて、植生が貧弱になっているといった課題もあり  
ます。西部地域を、自然環境に影響は与えない形でしっかり経験を積んだガイドさんが案内  
して、ある程度限定的な形で環境教育ができる場所にしていけないかと考えております。

一方で、人がたくさん入ってしまうと本来の良さがなくなってしまうでしょうし、シカや  
サルへの餌づけとか、人がサルに近づき過ぎるといった課題もあるので、そのような課題の  
解決もしていきながら、そこをガイドさんが案内するときに、そのガイドさんは誰でも良い  
ということではなく、ある程度経験を積んでいたり、認定公認ガイド制度などとも連携しな  
がら利用できないかなどを検討するのがWGの目的としてあります。昨年度から議論してい  
く中で、ガイドさんが案内するときに役に立つ情報、例えば研究者が研究されているフィー  
ルドでもあるため新しく分かったサルやシカを生態などを紹介するような「ガイディング  
ブック」を作っています。また、どのようにガイディングブックを使ってガイドさんに案内  
をしてもらうか、一般の方が西部地域を利用する際のマナーブック（黄色い小さなパンフレ

ット)の改訂も、現在検討しています。また、それらを作成するだけでなく、どのように西部を保全しながら西部の良さを伝えていく、世界遺産の魅力も伝えていく、課題も伝えていくという形ができたらと思います、検討しています。

後ほど議論に出てくる管理計画の中にも今回新たに西部地域の生態系の項目も入っている中で、西部地域の利用に関してのWGを地域連絡会議下に位置づけるような形で議論をしていきたいと思っています。

WGは昨年度から行っており、構成員は資料に書いています。行政機関、関係団体、野生動物・植物の有識者の方にも入っていただいて議論をしている形です。また地域連絡会議のときに、WGの活動について報告や議論できればと考えます。今回、地域連絡会議の場でご理解、ご了解いただき、それに基づいてこれからはWGで議論をしていく形にしたいと思っています。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：WGの内容についてご質問等がありますか。

～質問なし～

特になければ、竹中からご説明しました「西部地域の持続的活用に向けたWG」の設置について、ご承認いただける方は拍手をいただければと思います。

～拍手～

**屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官**：これはガイド制度とも関係するため、エコツアーリズム推進協議会との連携もかなり出てくるのかと思っています。事務局の屋久島町役場とも連携したいと思いますのでよろしくお願いします。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：続いて議題4管理計画に基づく管理状況の評価について、環境省からご説明をお願いします。

■議題(4)世界遺産地域管理計画に基づく管理状況の評価について

◇ 資料4-1、4-2、4-3、4-4

【資料説明】

**九州地方環境事務所国立公園課 井上自然保護官**：議題4について、資料4-1に沿って説

明します。屋久島世界自然遺産地域の管理状況の評価についてです。この後、議題5でも出てきますが、管理計画の改定作業を進めているところです。この管理計画は、平成24年に改定しており、そのとき同時にモニタリング計画も策定しています。約10年が経過したことで、管理計画を改定するタイミングでこのモニタリング計画についても評価を行う必要があるのではないかということで、約1年前から評価の作業を進めていて、今回その状況を説明したいと思います。

このモニタリング計画は、遺産地域の4つの管理目標に併せて5つの評価項目が設定されています。それが1ページ目の下の参考というところで、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの管理目標と評価項目A、B、C、D、Eが設定されています。さらにその下に14のモニタリング項目と25の評価指標が定められていて、それぞれの評価指標に対応した評価基準が定められています。

具体的には、資料4-2がその表になっています。管理目標、評価項目とあり、その下にモニタリング項目が14あって、評価指標が25個定められており、評価基準というものが、ないものもあるのですが、あるものについてはそれがここに記載されています。1つ例を出すと、管理目標Ⅱの「植生の垂直分布に代表される貴重な生態系が維持されていること」というものの中に、D「生物多様性が維持されていること」というものがあります。この中にはモニタリング項目でいうと8「ヤクシカの動態把握及び被害状況把握」といった項目があり、その評価指標というのは何かというと、「ヤクシカの個体数」「ヤクシカの捕獲頭数」「ヤクシカによる植生被害及び回復状況」といったそれぞれの評価指標があります。それをどのように評価するのかということが評価基準というところに書かれています。

こういった評価の作業を進める方法については2ページ目以降に記載しており、モニタリング計画における14のモニタリング項目ごとに評価基準に基づいて評価を実施するというので、3ページ目、4ページ目をご覧ください。4ページ目の上のほうを見てもらうと分かりやすく書いてあるのですが、まず、状態の評価ということで、評価基準に適合していれば緑色、単純に非適合の場合は黄色、著しく非適合の場合は赤というように表現しています。さらに、動向ということで、それが悪化傾向なのか、現状維持、改善なのかということを示しています。

こういったマークを使って評価が見える化しようということで、先ほどの資料4-2に評価基準ごとにそれぞれのマークが付けられています。これは昨年科学委員会等で専門家の先生たちとも議論していただきながら、今日は載せていないのですが、膨大な量のバックデータをを用いて検証しながら、この評価案を取りまとめる作業を行いました。



2 ページ目の管理状況の評価の基本的進め方に戻ります。「①モニタリング計画における 14 のモニタリング項目ごとに、評価基準に基づいて評価を実施する。」という作業を令和 4 年度におおむね終えたところです。

②で、「上記モニタリング項目の評価を総括する形で、モニタリング計画の 4 つの管理目標に応じた 5 つの評価項目の評価を行い、今後の管理に向けた方向性等を整理する」ということで、それが資料 4-3 に、青い文字を入れて評価シートがつくってあるのですが、これはまだたたき台の段階で、これを整理していくということが今後の作業になります。

③で、この進め方として、先ほども説明しましたが、「科学委員会やヤクシカ WG 等でそれぞれ分担して評価を取りまとめて、最終的に科学委員会に報告する。」そういった形で作業を進めています。

この平成 24 年度に策定したモニタリング項目に沿って評価をしたその先に、今回評価作業をしている中で項目等の過不足があったり、評価するためにはもっとこのようなモニタリング項目があったほうがいいのではないかといった議論も出ているので、それらを踏まえて、令和 5 年度以降、モニタリング計画を改定する作業を科学委員会等で検討する予定にしています。

最後に⑤ですが、モニタリング計画に基づく評価とは別に、「管理計画に基づく事業実績」として、何をしてきたのかという取組が見える化するために、約 10 年間の取組の成果を資料 4-4 にまとめています。ここの個別の説明は省略したいと思います。そういったことで管理状況の評価という作業を進めているところです。

**屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官**：これからモニタリングの評価をしていく中で、地域連絡会議としていろいろと意見を出してもらったり、例えば項目の中で利用状況の把握といった項目は、科学委員会よりは地域連絡会議でも意見をもらったり、評価をしてもらったりするのでしょうか。評価の取りまとめ主体が科学委員会とヤクシカ WG、高層湿原もあります。地域連絡会議でどのように意見を出してもらうのか、どのように進めていくのが良いのかと思いました。

**九州地方環境事務所国立公園課 井上自然保護官**：何かしらそういったご意見を取り入れられるようにはしていきたいと思います。ありがとうございます。

**【質疑】**

九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官：そのほか、ご質問等はございますか。

～質問等なし～

特になければ次の議題に移りたいと思います。

議題5 世界遺産地域管理計画の改定について、環境省より説明をお願いします。

**■議題（5）世界遺産地域管理計画の改定について**

◇ 資料5-1、5-2、5-3、5-4

**【資料説明】**

屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官：資料5のシリーズについて説明します。資料5-1を御覧ください。改定作業のフローですが、先ほど少し説明もありましたが、前回の管理計画は2012年（平成24年）、10年少し前にできて、10年経過している中で状況もいろいろと変わって来ているため、管理計画の改定作業を進めてきたところです。管理計画は各世界遺産の地域でそれぞれ作られています。主に行政機関、屋久島で言えば環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県、屋久島町、みんなで世界遺産をどのように管理していくのかの方針が管理計画になります。その管理計画を改定していこうという中で検討してきたのですが、行政がつくるということですが行政だけの話ではなく、当然、地域の方や専門家の方にも意見をもらって改定していくということで進めていました。

この改定作業のフローの中で、令和3年度から本格的に議論が動いていますが、地域連絡会議の下に作業部会をつかって、屋久島町役場の日高副町長に座長になっていただき、議論してきました。今日参加いただいているメンバーの中にも作業部会に関わっていただいた方もおられますが、そこで5回作業部会が行われています。それと別の流れで、科学委員会では主に専門的な科学的な知見での検討について意見をもらい、反映させていくという流れがありました。途中で地域連絡会議でも議論してもらって、今回、令和5年度の5月の地域連絡会議になっています。今回は、今までの議論を踏まえたものを簡単にご紹介させていただき、内容についておおむね了解いただくことになればと思っています。

今回の了解で完成ではなく、その後、例えば科学委員会への報告や、省庁ごと、役場内での承認があったり、地域のほかの方に意見をもらうような場をつくったりした上で、管理計画は改定される形になります。計画は作るのが目的ではなく、つくった後どうするかが大事だと思うので、今年度中、できるだけ早く改定したいと思っています。そのような流れが

この資料5-1に書いてあると理解してください。

資料5-2の説明は行いませんが、今まで作業部会や科学委員会の中で出てきた意見がここで紹介されています。前回の作業部会が昨年10月に行われていて、その後、今年の2月に科学委員会で議論したものが最新です。

資料5-3はメインで説明を行う改定の概要になりますが、後から説明するとして、後ろに資料5-4①と資料5-4②があります。5-4①は管理計画の目次です。先ほど言った屋久島世界遺産地域管理計画は、環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県、屋久島町が作成者であり表紙に記載されています。めくると目次が書いてあり、主に赤字が今回新しく追加された項目です。

次の資料5-4②が本文になります。50ページぐらいありますが、これは平成24年(2012年)前回の管理計画からどこを修正したかが書かれています。赤字が新しく追加されたところ、赤線が引かれているのが削除したところです。これらは作業部会や科学委員会で議論されて修正されてきたものです。

それでは資料5-3を説明したいと思います。1枚目が、次ページでどこを説明しているかを記載しています。1番から項目があり、濃くなっている1番、2番、3番を次のページで紹介しています。1. はじめに、2. 計画の基本的事項、3. 遺産地域の概要というものが書いてあります。1枚めくると、「はじめに」があります。「はじめに」では計画改定の背景と経緯を書いたり、あと理念的なものとして、今回はあまり書かれていなかった屋久島憲章や環境文化村構想などを踏まえた理念を加えています。

2番は計画の基本的事項で、(1) 計画の目的(これは前から記載あり)、(2) (3) の計画の対象範囲と計画の期間は記載されていなかったため、新たに加えています。(2) の計画の対象範囲は、世界遺産区域だけというわけではなく、屋久島の島全体を位置づけようとしています。

下の地図を見てもめると、濃い緑色が世界遺産の区域、今までは遺産区域だけが計画対象ということであったのですが、薄い緑は緩衝地帯として国立公園の区域や森林生態系保護地域などを緩衝地帯(バッファー)として位置づけようとしています。これは世界遺産の正式な緩衝地帯ではなく、ここは緩衝地帯という考えでしっかり管理していく位置づけとなります。黄色は島全体を周辺地域として、遺産の管理と連動しているという中で、島全体を対象範囲に位置づけたということです。

(3) の計画期間は、今までは記載されていなかったのですが、これからは10年を一つの

目安として管理計画を見直ししていく旨記載されています。

横へ行くと、3. 遺産地域の概要で (1) 位置、(2) 総説、(3) 自然環境、(4) 社会環境があり、前回の情報が10年前であったので、新しく動植物の情報が加わったりしており情報の更新を行っています。

(5) は新しく加えた項目で、「世界遺産としての顕著な普遍的価値及び保護担保措置」を加えました。普遍的価値とは、登録のときから変わっていないのですが、評価基準である「自然景観」と「生態系」とはどのようなものか、何が評価されたのか、完全性は面積がある程度保たれているかといったことの記載、保護担保措置は、遺産の区域がどのような法律や保護制度で守られていくのかということをしかりと書いたものになります。これが1番から3番までで変わったところです。

次ページでは4. 管理の基本方針を紹介しています。どのような方針で管理をしていくのかを書いています。4. 管理の基本方針 (1) 管理の目標の中で、先ほど遺産地域だけではなく緩衝地域と周辺地域それぞれを位置づけたと話しましたが、それぞれでどのように管理していくのか目標を記載しています。遺産地域は人の手をできるだけ入れないで生態系を保全していく、緩衝地域は、遺産地域への影響を抑えるバッファとして位置づけていこう、また緩衝地帯ではある程度保護と持続的な利用をうまく行っていこう、遺産地域へたくさんの方が入り過ぎるのを抑え、分散させていくような効果がある考えです。周辺地域は、そこで島民の方たちが住んでいたりいろいろな産業が行われている中なので、しっかりと地域で遺産を守っていくとか、島全体で持続的可能な地域づくりをしていくことを記載しています。

(2) 管理の現状は、主に今どのような管理を行っているかを前回より更新しており、ヤクシカやガイド制度、利用に関するいろいろな制度などを記載しています。

(3) 管理に当たって必要な視点では、遺産地域とその周辺の地域も含め一体的に管理しなければいけないことや、モニタリング結果を反映した順応的な管理をしていくことなどを記載しています。

横のページでは、「広域的な視点による管理」が必要であることや、「長期的な視点による管理」が必要であることを書いています。

ウ。「生態系や自然景観の保全を前提とした持続的な利用」では、保護と利用の考え方として、屋久島憲章の考え方やエコツーリズム全体構想で書かれている考え方もここに位置づけていく旨を記載しています。

エ。「森林と人との関わり」では、今までの森林を活用した歴史、森林管理があるので、山岳信仰や小杉谷も含めて、森林管理の今までの取組や方針を記載しています。

その方針に基づいてどのように行っていくのが5.管理の方策になり、(1)から(7)までの項目が書いています。

5. 管理の方策の(1)「生態系と自然景観の保全」では、植物や動物などがありますが、ここでは新しい情報や種の発見や分類があったことやヤクシカの管理などの全体的な更新や今後の取組について記載しています。

(ウ) 西部地域の生態系は、先ほどWGの話をしましたが、その西部地域の生態系を今回項目として入れています。西部地域はこういう理由で重要なところであり、しっかりと管理していく必要がある旨記載をしています。

右に行きまして、ウ。「自然景観の保全」では、後ほど議論がある花之江湿原が乾燥化している中での屋久島高層湿原保全対策がつくられていて、その内容を反映しています。

エ。「外来種」ではオキナワキノボリトカゲが特に小瀬田周辺で多く見つかったことの対応について記載されています。

次が(2)「自然の適正な利用」で、ア. 基本的な考え方で、エコツーリズム推進全体構想(もうすぐ認定予定)や約5年議論してできた山岳部ビジョンの内容を反映しています。

イ。「利用の適正化」では協力金やガイドの制度を新たに記載しています。適性利用に関しては、例えばゾーニングをして保全する場所と利用する場所をうまく分けていくことや、一極集中の利用ではなく分散化(時期的や空間的な話)の制度の考え方なども書いています。

次のページは、ウ。「主要な登山道や地域ごとの利用方針」で、各登山道のそれぞれの利用方針を書いています。今までは(ア)から(オ)まででしたが、今回は(カ)白谷雲水峡と(キ)ヤクスギランドを追加しています。これらは遺産区域ではないのですが、一体的に管理していくこと、遺産区域につながっている部分でもあるため、利用方針を新たに加えています。また(エ)「生態系などに配慮した施設整備」で、山岳ビジョンの考え方やランクづけについて記載しています。

(3) 調査研究・モニタリング及び巡視活動や(4)地域との連携・協働、(5)民間企業との連携・協働では、民間企業等との連携は赤字で書いているとおり、今回新しく記載されており、いろいろな関係者とも連携していく必要が当然あり、ほかの遺産地域との連携についても新しく記載されています。

(6) 環境教育では環境教育の重要性や取組について、(7) 情報発信と普及啓発では山岳

信仰の記載、屋久島は水力発電でほぼ自給されている旨が記載されています。

最後のページは、6.「管理の体制及び計画の実施に関するその他の事項」で、関係行政機関の体制を見える化して書いています。このような構成で管理計画ができています。

今回これで意見を出してもらうのは難しいところと思いますが、何かあればご連絡いただければと思います。大きな方針は地域連絡会議で固めたいですが、ここは間違えているとか、追加があればお受けできると思いますので、ご意見をいただければと思います。

管理計画の改訂はこのような流れで進んでいて、このような中身になっています。作業部会は日高副町長にも座長をしていただいていたので、もし補足や説明が抜けているところがあれば、お願いします。

**屋久島町役場 日高（豊）副町長**：1年間関わらせていただきました。先ほど竹中さんからご説明があったとおりです。

私の中で一番大きかったのは、管理計画の中で、遺産地域の核心的なところだけではなく、島全体を計画の中に入れたということではなかったかと思っています。これまでは、遺産地域の核心部分だけだと、経済活動といったものについて議論することが憚られるような、自然科学的な視点だけで語られるようなところがあったのではないかと思うところもありました。ただ、自然を保全・利用していく中では、やはり経済活動が及ぼす影響というのは多分一番大きいだろうと思っています。自然が壊す自然は仕方がないとしても、人が関わって自然が毀損されていくということは、往々にして経済という視点が一番大きいところではないかと思っています。

そういった意味では、憲章の中では人間に対する啓示であるという表現がされております。啓示というものが何なのかというのを私たちはもう一回、一つの答えを出す必要はないと思いますが、私は足るを知るというのが啓示ではないのかと思っています。地球環境の変動にしても、本当に人類がどこまで欲望を高めていくのかというところではないのかと思うところもあります。そういった意味での啓示。この憲章をつくるときに啓示という言葉が宗教的な意味合いも含むのではないかという議論もしました。そこには人が生かされている存在であるということが一番大きなことではないか。屋久島の中でも、経済活動は自然を使わせていただいているという謙虚さがないとこの自然というのは保全していけないのではないかということもあったと思いますし、そういう議論が作業部会の中ではあったようにも感じています。

この計画をつくったということではなく、そういった意味で、10年の計画ですけれども、100年、200年先までの責任を私たちは今この時点で負っているのではないかと考えると、ひょっとしたらもっと議論をすべきことがあったのかもしれませんが、現状ではここまですでに致し方ないところかと思しますので、関係各機関等々でそういったところも勘案していただいて、各種施策につなげていっていただければありがたいと思います。

**【質疑】**

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：ご意見等はございますか。

**屋久島観光協会ガイド部会 中馬会長**：ご説明ありがとうございました。私もこういう会議に出させていただいて、もしかしたらもう既に答えが出ているかもしれませんが確認をさせてください。管理計画の緩衝地域や周辺地域というのは非常に革新的でいいことだと思いますが、先ほど資料4の中で出てきた管理状況の評価というのもしっかりしていかなければいけないというところで、緩衝地域や周辺地域に関してのモニタリングもしていくということによろしいでしょうか。

**屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官**：これからモニタリング計画を改訂していく中で、管理計画に沿った形のモニタリング計画は当然つくられていくべきであり、緩衝地域や周辺地域のモニタリングをどのような形で行うか考えて実施する必要があると思っています。

**屋久島観光協会ガイド部会 中馬会長**：ありがとうございます。その中で、資料4-2で、これは具体的にこれからどんどん項目を増やしていくと思うのですが、観光客による利用及び云々のところで、避難小屋トイレ周辺の水質という指標があります。この水質調査というのを世界遺産地域だけではなく、緩衝地域や周辺地域というともう里部に近いところの水質調査にもなるのですが、やはり屋久島憲章でもうたわれている水辺の環境というものを保全して、活用して、利用させてもらっている私たちとしては、しっかりチェックしていかなければいけないのかと思いますので、ぜひ緩衝地域に関わる部分の水質調査というのは重点的に行ってほしいと思っています。要望になります。

もう一つ、先ほど資料5-3で山岳部のビジョンの話が出ました。山岳部ビジョンの中で、

調査研究やモニタリング及び巡視活動というところで、管理者のいない登山道がまだ幾つかあるがその管理はどうなっているのか、それをどうすべきかというのが議論され、たしかうやむやになって終わった経緯があるのですが、今はその辺りの、管理者のいない登山道というのはどのようにお考えですか。

**屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官**：屋久島には登山道がたくさんあり、その中には管理がされていないところもあって、大半が国有林になります。林野庁担当者からも関係機関で役割分担して管理する形にしてほしい旨依頼されており、環境省、町、県を含めて議論・解決していく必要があると考えています。

**九州森林管理局 松永保全課長**：今、環境省が言われたとおり、私どもも管理者不在の歩道については、関係機関の皆さんと協力して無くすよう考えており、すぐには解決できないかもしれませんが、引き続き一つ一つ解決していきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

**屋久島観光協会ガイド部会 中馬会長**：分かりました。ありがとうございます。この管理計画が完成する頃にはもう管理者がいると思っいいですか。

**屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官**：例えば、最近だと愛子岳・モッチョム岳は環境省で借りて管理する形となっています。最後まで残るところがあるかもしれませんが、できるだけそこは関係機関と連携していければと思います。ただ、林野庁さんから国有林の貸付けを受けたからといって、お金がセットされて巡視等ができるわけでもないので、管理できる体制も含めて考えていく必要があるのかと思います。

**屋久島観光協会ガイド部会 中馬会長**：ありがとうございます。

**屋久島町役場 日高（豊）副町長**：先ほどガイド部会長さんから、登山道の管理の件がありました。今回も屋久島の山岳信仰というのが精神性のところで大きなものがあるわけですが、岳参りの道が基本的には登山道になっているので、そういった意味でも歴史とか、今回管理計画をつくる中で、表面には出てきていないにしても語られたことということを考え



ると、ぜひ各集落からの登山道の管理というか、再整備というところまで行っていただくと、また屋久島のそういった意味での価値というのが上がっていくのではないかと思いますので、財政的にも大変かもしれませんが、ぜひその取組をお願いしたいと思います。

**屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官**：ありがとうございます。今、登山道の維持管理の一環で、近自然工法という形で周辺にある木や石を活用して登山道を整備し、自然を修復して植生をしっかりと根づかせて、それが歩道となっていく形をガイド事業者と連携して取り組んでいます。当然行政だけではできないため、その場所をよく知るガイドさんや、岳参りなどで使われる地元の方たちとも連携して登山道を維持管理していく必要があると思っていますので、ぜひ協力をよろしくをお願いします。

**地元有識者 日下田**：この管理計画について、私は作業部会に関わっていました。資料5-2で、「森林と人との関わりを踏まえた管理」というのがありますが、これはとても大事なことです。私は、大分以前は科学委員会に関わっていたのですが、その席上、世界遺産に関わる屋久島におけるヒューマンファクターをどのように評価しているのかという話が出たのです。そうしたらユネスコ東京からの回答として、評価の基準はそのルールに従って明示されているとおりのことで、人間が関与することについては、屋久島の場合は関係していませんということでした。私が発言した当時の感覚を言えば、世界遺産になったことは大変結構なことだが、何やら、屋久島に暮らしていると自然に乗っ取られてしまったような感じになり、人もいるのだと言いたくなりました。ましてや、江戸時代の伐採跡地が世界遺産地域の相当な比重を占めているというのが屋久島の大きな特徴だと思うのです。

今回、管理計画改定作業の中でそれが取り込まれてきたことは大変大きな成果だと思っています。これは、この作業部会の中での作業として、地元ヒアリングをととても丁寧に行ったということや、お隣にいる中川さんの岳参りの実施とそのアピールというか実績はとても大きかったと思うのです。これはとても大きく評価しているところです。

それでお伺いするのですが、ここに出ている管理計画の改定というのはユネスコの管理当局にどのように受け止められて、どのように記載されていくのでしょうか。

**屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官**：管理計画の中で、森林管理の部分に岳参り、山岳信仰などがしっかり入っているのは大きな前進だと思っています。私は前に西表島にい

たのですが、そこも世界遺産の価値というのは原生的な自然だけではなく、そこに人が関わってきたものも遺産としての価値に入ると理解していたので、人の関わりというものも世界遺産、屋久島にとって大事な部分だと認識しています。ユネスコの回答がそういう感じだったというのは残念でした。

管理計画に関しては、今、特にこの内容がユネスコ、IUCN (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources : 国際自然保護連合) に書類として上がっているというわけではないです。例えばこれを英訳してユネスコに渡すなどは考えていませんでしたが、伝えることは重要なところかと思えます。どういう形で IUCN などに情報を出していくのかは、ほかの知床や小笠原も管理計画の改定を行っているところなので、そこと連動しながら、環境省本省の世界遺産の担当とも調整していけたらと思っています。

**地元有識者 日下田** : 今後ということで、この管理計画の改定は非常に大きな成果だと思っているのです。これは先々何らかの形でユネスコなり、IUCN なりにきちんと認識させる手だてがあってほしいと思うのです。これは地元だから言う話ですが、科学委員会というのはほとんどが自然科学者の委員会ですが、社会科学者がいてもいいのではないかと思うのです。つまり、民俗的な伝統としての岳参りや、あるいは生態系の中でも伐採という産業遺産的なニュアンスとしての江戸時代の伐採、もっと言えば、林業遺産に登録されましたけれども、世界遺産には入っていないのですが、近代遺産としての森林軌道、その他と包括して何らかのことが将来的に評価され、それに対応した体制が取られるように強く望んでいます。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官** : そのほかご意見等はございますか。特になければ次の議題に移りたいと思います。

～意見なし～

議題6 屋久島高層湿原保全対策について、林野庁からご説明をお願いします。

## ■議題(6) 屋久島高層湿原保全対策について

### ◇ 資料6

#### 【資料説明】

**九州森林管理局計画課 野邊自然遺産保全調整官** : 資料6「屋久島高層湿原保全対策について」ご説明します。屋久島の高層湿原については、平成28年度、29年度の科学委員会にお

いて、湿原の地下水位低下とそれに伴う乾燥化、数十年単位の短期間で湿原の遷移が顕著化している可能性が指摘されたことを踏まえ、平成30年度に「高層湿原保全対策検討会」を設置し、モニタリング調査を行いながら、現状、課題、対策を検討して、令和4年度に「屋久島高層湿原保全対策」を策定したところです。今後はこの保全対策に基づいて対策を実施することにしています。本日はその保全対策の内容を概要版でご説明します。

まず現状と課題の写真1をご覧くださいと、花之江河に設置してある植生保護柵と木道に枝条等がたまっていることが分かると思います。このことにより、湿原全体への水の流れと土砂・枝条の移動を阻害している状況となっています。

次に写真2、木道より下流の流路の状況の写真ですが、一部の流路への水の集中により局所的浸食を引き起こしていることが分かると思います。これらが長期化すると、湿原の土砂収支バランスが崩れて、湿原へ大きな影響を与えることが危惧されているところです。このようなことから保全対策を実施することにしています。

対策は、大きく3つに分かれており、2ページ目になります。

まず1つ目の流水分散対策は、水流の集中を緩和し分散化を促すための対策で、ア) 木道や休憩デッキ、植生保護柵等の撤去、イ) 木道下流路の浸食跡の修復、ウ) 歩道や休憩デッキの付け替えを実施します。次に、水源涵養対策は下流の幹流路を対象にして堰を一定間隔で連続的に設け、地表水の水位を上昇させ、湿原から外への雨水流出時間を遅らせ、地下水の涵養を促すことにしています。その次に、浸食防止対策は、流水の集中によって局所的浸食が生じた流路を対象にして、堰による地表流の流速緩和や土砂・枝条の集積を促す役割を發揮させるようなヤシ繊維製品等による流路側壁浸食防止対策や路床浸食防止対策を実施することにしています。

具体的には、3ページ目をご覧ください。まず①で、L字型木道撤去、流水分散、②で木道撤去と木道下の浸食跡修復、歩道の付け替え、③で休憩デッキと木道撤去、休憩デッキと木道下の浸食跡修復、休憩デッキと歩道の付け替え、④と⑤で木道撤去、木道下の浸食跡修復、歩道の付け替え、⑥で植生保護柵撤去、木道撤去、木道下の浸食跡修復、歩道の付け替え、⑦幹流路内に一定間隔で堰を設置、⑧⑨⑩で、流路側壁、路床の浸食跡に堰等を設置することにしています。

4ページ目、保全対策の実施、モニタリング調査は、環境省と林野庁が分担して対応することにしており、主に流水分散対策は環境省、地下水涵養対策・浸食防止対策、モニタリング調査は林野庁で行うことにしています。なお、対策の実施とともにモニタリング調査を並

行して進め、順応的管理によって、必要に応じて対策の見直しを行うことにしています。

最後になりますが、この会議終了後に、地元の関係者の皆様へ、令和5年度に林野庁が実施する保全対策の進め方について、委託事業者である（一社）日本森林技術協会のほうから説明することにしていただきますのでよろしくをお願いします。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：資料6の内容について、ご質問やご意見等があればお願いします。

**地元有識者 中川**：花之江河の④木道撤去ということですが、ちょうどこの④のところに我々宮之浦集落の祠と栗生集落の祠もあります。特に我々の宮之浦の祠の足元が大分侵食されていて、ひっくり返りそうな状況が続いていて大変心配しています。この辺との兼ね合いというのでしょうか、木道だけが今回は手をつけられるのでしょうかけれども、私たちの祠は今後どのような扱いになっていくのか。勝手に動かすわけにはいかないだろうと思っ

ているのですが、どうしたものかと思っ

て心配しているところです。今回そこは何か手が打たれるのかということをお聞きしたいのです。

**九州森林管理局計画課 野邊自然遺産保全調整官**：左右から水が4番の祠のところに集中しており、そこは浸食がかなり進んでいます。現在、横浸食で、祠の方にも浸食が進みますので、下流側の祠の下の方に狭窄部があるため、そこに丸太又は枝条を入れて堰をつくり、浸食防止対策を行う予定です。歩道の付け替え計画については竹中さんのほうで回答をお願いします。

**屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官**：環境省では今年度木道やデッキの改修について検討を進めていこうと考えています。施設による湿原への影響を軽減させるのは当然目的ではあるのですが、一方ここは先ほど言われた岳参りの祠があるということも承知していますし、宮之浦岳へ行く登山道の中継場所で、多くの方がここで休憩されています。撤去したから木道がなくなるわけではなく、どのような形で岳参りや一般の利用の方が休憩できるのか、逆にいろいろとご意見をいただきながら、岳参りの関係者やガイドさんたちと意見を交わしながら今年検討していきたいと思っています。ぜひご相談させていただけたらと思っております。

九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官：そのほか御質問等がございますか。特に無ければ次の議題に移りたいと思います。

議題 7 について、まずは屋久島町より、事業の実施にかかる情報のご説明をお願いします。

■議題（7）世界遺産登録30周年事業について

◇ 資料番号なし、7-1、7-2

【資料説明】

屋久島町役場 泊観光まちづくり課長：冒頭のご挨拶の中でも触れていただいたところですが、本年、世界遺産登録から30周年という節目の年を迎えることとなります。30周年の記念事業につきましては、これまで関係機関の協力を得ながら2回の準備会を開催し、時期などの検討を行ってまいりました。資料7、屋久島世界自然遺産登録30周年記念シンポジウム（案）をご覧くださいと思います。

現在、会則や体制についても整えつつありますが、これまで準備会で協議した中でシンポジウムを行うこととしています。開催時については令和5年11月25日土曜日の午後を予定しており、基調講演や環境保全体験活動の発表、トークセッションなどができればと考えています。また裏面に記載している30周年のサポート活動について、広く民間の方にも盛り上げていただくことを目的に、ロゴマークの使用やのぼり旗の貸出し、各関係機関ホームページ等を活用した広報・PRを予定しています。本日午後から第1回幹事会を開催予定していますが、内容により今後皆様の御協力をいただく機会も多くなるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官：続いて関係機関より関連事業の紹介をお願いします。まずは環境省からお願いします。

屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官：資料7-1です。環境省も幾つかの取組を行なう予定で、3つほど記載しています。簡単に紹介します。

1つ目は、「列島縦断！日本の世界自然遺産ものがたり」で、屋久杉自然館と環境省で連携して、現在準備を行っています。世界遺産は日本に5地域ありますが、その5地域の自然や人との関わりを紹介する企画展ということで、7月20日から翌3月ぐらいまで、屋久杉

自然館と屋久島世界遺産センターも一部使いつつ、実施します。期間中ずっと展示しているものと、1か月程度、企画展の中の特別展という形で、遺産各地域（白神山地、屋久島、小笠原諸島、知床、奄美・徳之島、やんばる・西表島）をクローズアップ展示として展示の内容を変えていき、できるだけその地域の剥製とか人の暮らし、例えば白神だったらマタギの何かなどを展示していけるような形を考えており、またクローズアップ展示で白神山地を行っているときは、白神のマタギの方に来ていただいて、講演会を行うことを考えています。

2つ目は、地元の小中学生を対象にした絵画コンクールとして、屋久島の自然の絵を描いてもらって、それをきっかけに子供たちに自然に関心を持ってもらったり、それを使って観光客の方、地元の方に屋久島・口永良部島の自然を知ってもらいたいと思います。タイミンが合えば、先ほど紹介された11月のシンポジウムの際に表彰式や入選した作品を展示したいと思っています。

3つ目が、屋久島の魅力展ということで、島外に出て、例えば環境省の新宿御苑といった施設を活用して屋久島の自然を紹介する企画展、イベントを考えています。環境省と町、自然館、観光協会とも連携して、島外で屋久島の魅力を伝えて島に関心を持ってもらえることを考えております。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：続いて林野庁からご説明をお願いします。

**九州森林管理局計画課 野邊自然遺産保全調整官**：資料7-2をご覧ください。先ほど屋久島町から説明のあった11月25日のシンポジウムに併せて、林野庁でも2つの事業を考えています。1つは、資料1でもご説明しましたが、平成5年に島内の屋久杉巨樹・著名木37本の調査を行っています。ちょうど30年経つということもあり、3次元レーザー計測やドローン等を使用して屋久杉の形状や植生等を島内の関係者の皆様のご協力を得て調査しているところですので、会場の中で写真やデータ等を展示する予定にしています。

2つ目としまして、会場の外になると思うのですが、テントを張って、地元の方向けに木工教室を開催する予定にしています。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：ただいまの30周年事業に関する内容についてご質問等はございますか。

～質問なし～

特になければ最後の議題に移りたいと思います。

最後に、その他の議題として、まず世界自然遺産 5 地域会議について、屋久島環境文化財団よりご説明をお願いします。

#### ■議題（8）その他

◇ 資料なし、資料 8-1、8-2

##### 【説明】

**屋久島環境文化財団 池田事務局長**：世界自然遺産 5 地域会議が今年の 1 月 18 日に設置されたところです。日本で最初に世界自然遺産に登録されて 30 年が経過し、これまでに国内 5 地域が世界自然遺産に登録されていて、この 30 年を契機に登録地域の課題共有や、2025 年開催の大阪関西万博で共生や環境文化という日本型自然保護のメッセージを国内外に情報発信していくということを目的に、登録地域の 22 市町村と 2 財団からなる 5 地域会議が設置されました。その事務局を財団が担っております。

今年度、第 2 回会議を開催する予定としていますが、時期や場所等については今後調整というところです。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：続いて、環境省及び屋久島町より、縄文杉の周辺の低木の取扱いについてご説明をいただきたいと思います。まずは環境省からお願います。

##### 【資料説明】

**屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官**：資料 8-1 と 8-2 をご覧ください。最初に中馬さんからもお話がありましたが、縄文杉周辺の低木が伸びてきていて、縄文杉を見に来た人が縄文杉の姿をしっかりと見ることができない状況であり、どのように縄文杉を見せていくのか、周辺の低木をどう管理していくのかについて、昨年度からいろいろと議論してきました。作業部会や関係機関の連絡会議の場でも議論されていく中で、縄文杉周辺の低木の取扱いの考え方をつくりました。それが資料 8-1 です。

その中で、縄文杉はシンボルでもあり、そして遺産区域にあってその保全していく必要があると前提の下で、周辺の景観ともバランスを取りつつ、そこに植物があるのは自然なので

その景観とのバランスを取りつつ展望デッキからの視認性を適度に確保していくとしています。1回剪定おこなったからそれで終わりではなく、継続して管理していく考え方が整理されたところです。

この整理を踏まえて先月4月に、縄文杉の剪定作業が行われたので、こちらは屋久島山岳部保全利用協議会が主体で動いていただいたため、町から説明いただければと思います。

**屋久島町役場 泊観光まちづくり課長**：本年3月17日に、現地においてあらかじめ剪定が必要と思われる立木等について印をつけるなどの確認作業を実施しました。そして4月14日に、環境省よりご紹介があった樹木医1名にご同行いただき、7機関19名で、印をつけた立木等を中心に、樹木医の助言の下、剪定作業を実施したところです。

資料8-2の写真にあるように、縄文杉の輪郭が見えるような形で剪定をしています。これにより、登山者やガイドの方からも喜んでいただいていると見聞きしているところです。また今後も同じような状況が発生すると思われるので、その際は関係機関協議の下、今回のような形で作業が実施できればと考えています。ご協力をいただきました関係機関の皆様、大変ありがとうございました。この場をお借りして御礼を申し上げます。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：続いて、昨年度環境省で作成したマナービデオについて、この場をお借りして上映したいと思います。

(マナービデオ上映)

**屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官**：このマナー動画は、関係機関にご協力いただき作成しました。現在はトッピーやフェリー、空港の荷物を受け取るころなどで流していますが、YouTubeにも保存してありますので、今後屋久島観光協会等とも連携させていただいて、山に入る前やアクティビティの前に、多くの方にマナー動画を見ていただいてからフィールドに行ってもらおうよう進めていきたいと思っています。作っただけだと意味がないので、しっかり見てもらえるよう啓発していきたいと思っていますので、ぜひご協力お願いします。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：最後に、お配りしている資料の参考資料2の本会議の会則について、鹿児島県観光課の名称がPR観光課に変更があったということで、会則においても修正しています。本会議への報告をもって会則の改定をさせていただきます。



きたいと思います。

以上で、一通りの議事は終了したところですが、これまでの説明に対して、改めてご質問やご意見、その他情報共有などがございましたら、ご発言いただければと思います。何かご質問等はございますか。

～質問なし～

**屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官**：先ほどの管理計画の改定の部分で、日下田さんより遺産に対しての人の関わり部分でユネスコはどのように考えているのかについて、科学委員会の座長である矢原先生もオンラインで参加いただいている、コメントをいただいております。それを読ませていただきます。

「ユネスコには人間の影響をできるだけ避けて保全する制度としての世界自然遺産と、利用しながら守る制度としてのエコパークがあり、制度・目的が違うので、人間の利用に関しては世界自然遺産では評価していないという回答になります。屋久島はエコパークにも登録されており、科学委員会発足当初からエコパークとの連携を考慮して、人間の利用を重視した世界遺産管理計画を策定してきました。」とコメントをいただいております。人の関わりをできるだけ避けていくというのが世界自然遺産の考え方で、利用しながら守るのがエコパークの考え方ではないかということです。矢原先生、もし補足等があればお願いします。

**屋久島世界遺産地域科学委員会 矢原委員長**：制度上はそういうことですが、知床の例でも、利用ということが管理上問題になってくるので、その辺は人間の利用とのバランスを取っていくやり方が評価されている経緯があります。制度としては人間の影響をできるだけ避ける制度ではあるけれども、管理計画の中できちんとした利用の計画を立ててバランスを取っていくというのがユネスコ側でもむしろ歓迎する状況にあると思います。ただ制度として世界遺産のほうに人間が利用しながら価値を見出しているという点の評価をしると言われても、それはエコパークの制度でやることだから世界遺産の本来の趣旨とは違うという回答にどうしてもなってしまうということをご理解いただければと思います。

**地元有識者 日下田**：矢原先生、ありがとうございます。よく分かりました。そういうことでいきますと、屋久島の地元の感覚としては、忘れずに長期的な考えとして、実現するか

どうかはともかくとして、複合遺産ぐらいの踏まえを将来は考えるということも、嫌わずに想定するというのもいいのではないかと思うのです。自然遺産ということで全てがスタートしてしまっているし、周囲の方も、住民のほとんども自然遺産という認識ですが、これをもうちょっと、制度上のことだとおっしゃっていましたが、その制度にすっかり牛耳られるというよりも、そこで屋久島をいかに評価してもらうかということは、これから長期的な課題として常々考えておいてもいいのではないかと思います。現実感のある発言ではなくて申し訳ないのですが、認識みたいなものなのでよろしくお願いいたします。

**屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官**：ご意見、ありがとうございます。

**九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官**：そのほか、本日の議題に関してご質問等がございますか。特にないようでしたら、これで本日予定していた全ての議題が終わりました。報告事項が多くて大変恐縮でしたが、世界遺産管理に関する連絡調整や合意形成の場としてこれからも機能させていければと思いますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは閉会に当たり、九州森林管理局池田計画保全部長より閉会の御挨拶をお願いいたします。

**九州森林管理局 池田計画保全部長**：この4月から参りまして、今回初めて会議のほうに参加させていただきました。本日は関係機関の皆様には大変お忙しい中、また長時間にわたりまして活発な御議論をいただきまして誠にありがとうございます。

今年は屋久島が世界遺産に登録されて30周年という節目を迎えるということで、今回多くの議題で多くの議論をいただきました。世界遺産地域管理計画の改定をはじめとしまして、各議題の対応につきましては、皆様方との連携による対応が重要となってまいりますので、引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。私どもこのエリアの国有林を管理する森林管理局といたしましても、これまでの取組を踏まえまして、皆様方との連携を図りながらしっかりと取組を進めてまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

九州地方環境事務所国立公園課 安藤自然保護官：池田計画保全部長、ありがとうございました。これをもって令和5年度地域連絡会議を終了とします。皆様、本日は長時間にわたりありがとうございました。

以上